資料６

平成２８年度重点事業（案）

１．入所施設から地域生活への移行の推進

ポイント：グループホーム等の拡充及び日中活動の充実

【継続事業】

○社会福祉施設等施設整備費補助金

障害者グループホーム（住まいの場）や生活介護・就労継続支援Ｂ型事業所等（日中活動の場）を整備しようとする者に対して、整備に要する費用の一部を補助する。

（国庫補助）

・対象事業：創設・大規模修繕、スプリンクラー設置等

○袖ヶ浦福祉センター利用者受入等支援事業

平成２５年１１月に発生した利用者死亡事件を受けて設置した千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会から提出された答申の方向性に沿って、障害児の受入先の確保やセンター利用者の民間施設・地域移行のための施設等の整備について、障害程度等に応じた手厚い支援を行うとともに、一定期間、支援員の追加配置費用を支援する。

○グループホーム運営費等補助

グループホームの新規開設支援、運営の安定及び人材の確保に資するため、グループホームに対して運営費及び開設支援費（借家の場合の敷金・礼金）の補助を実施する。（県単補助）

○グループホーム等支援事業

グループホーム等の質の充実とグループホーム等利用者の生活を支援するため、利用者への家賃補助（原則　国１万円に加え県単２万円上限）及びサービス管理責任者や世話人など従事職員への研修を実施する。（県単補助）

○障害者グループホーム等支援事業

グループホーム等のバックアップ体制の強化を図るため、「障害者グループホーム等支援ワーカー」を配置し、新規開設支援や事業者に対する運営相談支援などのほか、地域におけるグループホーム等の支援体制の整備を行う。（県単事業）

○グループホーム等の建築基準法上の取扱い等に係る検討

グループホーム等の建築基準法上の取扱い等について、国の動向を注視しながら検討を行う。また、平成２９年度末までにスプリンクラーの設置が義務づけられるグループホームに対する指導等を行う。

○強度行動障害のある方への支援のあり方の検討

「強度行動障害のある方への支援体制構築事業（モデル事業）」の成果や課題を検証し、支援のあり方等について、県全域への普及を図る。

７．障害のある人一人ひとりに着目した支援体制の充実

ポイント：障害特性に配慮した支援の拡充及び地域に密着した支援の推進

【継続事業】

○強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業

強度行動障害のある方への支援体制の整備を図るため、民間施設の支援員を対象として、強度行動障害支援についての専門性を高めるとともに、習得した知識・技術等を各地域に普及するために必要な指導技術の習得を目的とする、体系的な研修を実施する。

○強度行動障害者等県単加算事業

地域において居宅あるいは通所サービスでの支援が困難な強度行動障害者（児）を受け入れ支援する民間の入所施設及び通所施設に対して加算を行うことで、強度行動障害者（児）への支援の向上及び受け皿の拡充を図る。

○発達障害者支援センター運営事業

発達障害に関する広範な問題について、発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な助言又は指導を行う。

○高次脳機能障害支援事業

高次脳機能障害者に対する支援の普及を図るため、支援拠点を設置して、確定診断や当事者の社会復帰訓練のためのプログラム等を行う「高次脳機能障害支援普及事業」を実施するとともに、千葉リハビリテーションセンターに設置された高次脳機能障害支援センターにおいて、個別支援体制の強化を図る。

○重症心身障害者（児）等短期入所・特別支援事業

地域において、医療的ケアを要する重症心身障害者（児）を受け入れるにあたり、必要な職員配置を行った短期入所事業所に加算を行うことで、重症心身障害者（児）への支援の向上及び受け皿の拡充を図る。

○重度心身障害者（児）医療給付改善事業

重度心身障害者（児）が医療保険による医療給付を受けた時の自己負担額について助成する市町村の事業に対し、補助金を交付する。

また、利用者の負担軽減や利便性の向上を図るため、平成２７年８月からの現物給付化を実施するとともに、障害のある人の生活実態に合った運用を図る。

〇ひきこもり地域支援センター事業

ひきこもり支援コーディネーターを配置し、対象者及び家族からの相談に応じ、相談内容により関係機関（医療、保健、福祉、教育、労働等）につなげるとともにアウトリーチ（訪問支援）を行う。

８．その他各視点から取り組むべき事項

【継続事業】

〇東京オリンピック・パラリンピック　アスリート強化・支援事業

東京パラリンピックに千葉県選手を一人でも多く輩出するため、障害者競技組織の体制整備、障害者スポーツ選手の掘り起こし、及び支援トップアスリートの発掘・障害者アスリートの強化等による育成・強化を図っていく。

〇障害のある人に関するマーク・標識の周知

県や市町村などの公共施設においては、障害のある人に対応した設備や取組を示すマークの掲示を進める。また、各種のマークの県民への周知と理解の促進を図り、マークの普及に努める。あわせて、障害特性等の理解を広げるための啓発資料を市役所役場、郵便局等の公共機関や交通機関、金融機関にも配布し、関係者の理解を促進する。